

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
四地先まで	東松山市大字岡字下原一一七 四番一地从先から 同市大字岡字下原一一七八番	区 間
一〇・七七〇一九・五八	一〇・七七〇一八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五一・七六		延長 (メートル)
道路改築工事による。		備考